「建築仕上診断技術者」資格制度について

「建築仕上診断技術者」の資格は、講習の修了が認められた者が、下記のとおり、登録を申請し、登録簿に登録することによって、公益社団法人ロングライフビル推進協会から与えられ、資格者には登録証が発行されます。
資格者として登録された建築仕上診断技術者は、診断業務の品質を確保するために診断業務の範囲、方法等を定めた「建築仕上診断業務指針」を標準として、建築仕上診断を行うものとされています。
このため、資格取得講習では、「診断業務指針」を軸とした講習テキストを使用し、講習を行います。

建築仕上診断技術者の資格登録のフロー

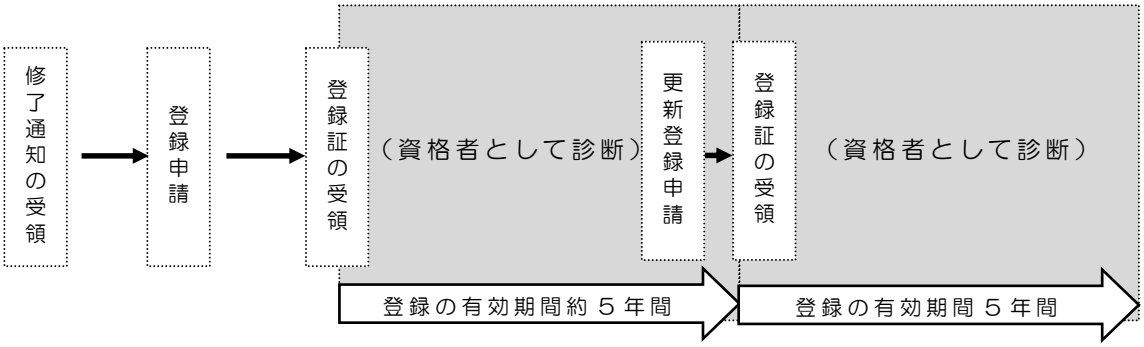

１．　登録申請

講習を修了された方は、登録のご案内をお送りいたしますので、資格者登録を申請下さい。
登録料は 11,000 円（消費税 10%、1,100 円込）です。
なお、次のいずれかに該当する修了者は、登録を受けることができません。

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、または刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過していない者
- 建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り２年を経過していない者
- 破産者で復権を得ていない者

２．登録証の交付と資格者名簿の公表

資格者として登録された方には、「建築仕上診断技術者」の資格者登録証を交付します。登録された方のみが、資格者を名乗ることができます。
また、資格者の登録番号・氏名・業務実施都道府県名等を登載した「技術者名簿」をホームページに掲示して一般の閲覧に供し、診断業務を発注しようとする方々に情報提供します。

３．登録の有効期限及び更新

今回（令和７年度）の登録の有効期限は令和１３年３月 31 日（有効期間約５年）です。
有効期限前に更新登録の要件（更新講習の受講等）を満たすことにより、更新登録できます。

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA）